

数量公開用図書

工事名称 若葉団地エレベーター改修工事（1号棟）
工事場所 帯広市西17条南6丁目1番地12、1番地13
設計年月 令和8年6月

※注意事項

本設計書は参考数量として取り扱い、数量の相違については、
各々の判断で入札価格に反映させてください。

□ 工事概要

1 工 期 契約上の着工日から令和9年1月28日まで

2 建物概要 鉄筋コンクリート造 地上5階建
延床面積 3,357.87㎡

3 工事内容 昇降機械設備改修工事

- (1) 改修仕様 戸開走行保護装置
地震時管制運転装置
停電時最寄り階自動着床装置
- (2) 付加仕様 車椅子仕様・耐震対策
- (3) 制御方式 交流可変周波数制御方式
- (4) 操作方式 方向性乗合全自動方式
- (5) 積 載 量 600kg
- (6) 定 員 9名
- (7) 定格速度 45m/min
- (8) 停止箇所 5箇所

4 別途工事

内装修繕工事

工事費内訳

1

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
昇降機設備工事	1	式		
産業廃棄物処理	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

2

[illegible]

3

[illegible]

4

4

5

5

昇降機設備工事 細目別内訳

6

エレベーター設備		エレベーター設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
巻上機	戸開走行保護装置付、取付架台含む	1	台			
制御盤	地震管制、車椅子、戸開走行保護機能付	1	台			
補助制御盤	停電時最寄階自動着床装置用	1	台			
戸開閉装置		1	組			
戸開安全装置	多光軸ドアセンサー	1	組			
調速機	張車・ロープ 含む	1	組			
かご上点検用操作盤		1	台			
かご内機器	車椅子用機器、LED照明、照明カバー	1	台			
かご吊り車		1	組			
つり合いおもり吊り車		1	組			
乗場ボタン	マイクロスイッチ・デジタル表示付	5	組			
車椅子用乗場ボタン	マイクロスイッチ	5	組			
昇降路内安全スイッチ	終端階行過ぎ防止	1	組			
主ロープ及び端末部品	フラットロープ 45m×3本	1	組			
かご位置検出装置		1	組			

昇降機設備工事 細目別内訳

7

エレベーター設備		エレベーター設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
地震感知器	PS波センサー	1	組			
調整用おもり		1	式			
配管配線材	機械室内配線材（モーター配線・通信線等）	1	式			
配管配線材	機械室内配管材（モーター配線・通信線等）	1	式			
配管配線材	昇降路内ボタン・表示灯配線 10c×30m/1本	1	式			
配管配線材	移動ケーブル 24c×38m/2本	1	式			
配管配線材	昇降路内配線材（P波センサー・安全スイッチ等）	1	式			
耐震対策材	かご・おもり脱レール防止材	8	か所			
耐震対策材	調速機ロープ 振れ止め材	1	か所			
耐震対策材	つり合いおもり枠補強材	1	式			
現場消耗品他雑材		1	式			
養生費	材料置場、搬入経路等	1	式			
労務費	撤去・耐震・調整費含む	52	人			
運搬費		1	式			
計						

昇降機設備工事 細目別内訳

8

[illegible]

昇降機設備工事 細目別内訳

9

[illegible]

[illegible]

若葉団地エレベーター改修工事（1号棟）

特記仕様書

令和 8 年 6 月

帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課

● 共通事項特記仕様書

I 工事概要及び範囲

II 各 工 事

● 第 1 章 一般共通事項

● 機械設備工事特記仕様書

● 工 事 概 要

● 機械設備共通事項

○ 空気調和設備

○ 暖 房 設 備

○ 冷 房 設 備

○ 換 気 設 備

○ 排 煙 設 備

○ 給 油 設 備

○ 自動制御設備

○ 給 水 設 備

○ 排 水 設 備

○ 給 湯 設 備

○ 衛 生 器 具

○ 消 火 設 備

○ ガ ス 設 備

○ 厨 房 機 器

○ 環境配慮改修工事

○ そ の 他

I 工事概要及び範囲						
1. 工事場所		帯広市西17条南6丁目1番地12,1番地13				
2. 工事範囲		※ 下記●は、工事対象範囲を示す。				
	名 称	構造種別・階数	数 量	単位	備 考	
●	住棟	壁式RC造・5階	3357.87	m ²		
○						
○						
○						
3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無		○ 有 ● 無				
4. 指定部分工事						
(1) 工事範囲						
(2) 指定工期		契約締結の翌日から 令和 年 月 日まで				
5. 別 途 工 事						
6. 施 工 区 分 (分離発注の場合のみ記入)		※ 下記●は、工事対象範囲を示す。				
項 目	工 種	建 築	電 気	暖 房	衛 生	備 考
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びバルブ等の充填			○	○	○	補強は建築
上記の補強		○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強		○				埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込			○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口		○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置			○			
設備機器用基礎		○	○	○	○	
バルコニー・ルーフ等 排水金物		○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ		○				接続は衛生
木製建具枠の取付け		○				建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠		○	○	○	○	
同上 防雪フード		○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板		○		○		
水道検針盤			○	○	○	
灯油集中盤への配線接続			○	○	○	

Ⅱ 各 工 事

1. 図面(閲覧用設計書を含む)及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、 「公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版」、 「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。) 及び「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和7年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - (1) 章は●印を、項目は▶印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は●印の付いたものを適用する。
 - ・●印の付かない場合は、*印をつけたものを適用する。
 - ・●印と(※)印が付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の予定の有無 ○ 有 * 無
5. 関係法令等
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、適切に施工すること。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。)
 - ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 石綿障害予防規則
 - ・ 特定化学物質障害予防規則
 - ・ 建築基準法
 - ・ 環境基本法
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 建設副産物適正処理推進要綱
 - (2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事等編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。
6. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。
 - ・ 住民の生活に極力影響を与えないよう、作業上やむを得ない場合を除き毎日仮復旧を行う工法を採用すること。また、作業中は階段の昇降補助を実施すること。
 - ・ 工事に先立ち住民説明会を予定しているため、同席すること。
 - ・ 別途エレベーターの内装修繕工事を予定しているため、工程調整などを実施すること。

● 第 1 章 一般共通事項															
項 目	特 記 事 項														
▶ 1. 地元材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）														
▶ 2. 環境への配慮	受注者は本工事において、次の(1)から(4)を遵守すること。 (1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次の7. から9. を満たすものとする。 7. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は監督員と協議すること。 4. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。 9. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。 ※1 化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤 (2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。 (3) 工事中の留意事項 7. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。 4. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、監督員に速やかに報告するとともに、監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。 (4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。 【測定対象化学物質の種類及び指針値】 <table><tr><th>測定対象化学物質</th><th>厚生労働省の指針値（25℃の場合）</th></tr><tr><td>ホルムアルデヒド</td><td>0.08ppm（100μg/m³）</td></tr><tr><td>トルエン</td><td>0.07ppm（260μg/m³）</td></tr><tr><td>キシレン</td><td>0.05ppm（200μg/m³）</td></tr><tr><td>エチルベンゼン</td><td>0.085ppm（370μg/m³）</td></tr><tr><td>スチレン</td><td>0.05ppm（220μg/m³）</td></tr><tr><td>パラジクロロベンゼン</td><td>0.04ppm（240μg/m³）</td></tr></table> ※パラジクロロベンゼンは文部科学省大正建築物のみ適用	測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）	ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）	トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）	キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）	エチルベンゼン	0.085ppm（370μg/m ³ ）	スチレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）	パラジクロロベンゼン	0.04ppm（240μg/m ³ ）
測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）														
ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）														
トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）														
キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）														
エチルベンゼン	0.085ppm（370μg/m ³ ）														
スチレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）														
パラジクロロベンゼン	0.04ppm（240μg/m ³ ）														

	濃度測定 ○ 行う ● 行わない 測定箇所 () 箇所 ※測定する位置は、図示による。 測定回数 * 1回 ○ 2回 測定時期 ※ 測定を行う時期は、監督員の指示による。 測定方式 拡散法（パッシブ方式）又は厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。 分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。 測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。
▶ 3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、地元（管内）木材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。
▶ 4. 合法木材の使用	木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
▶ 5. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶ 6. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・ 風 速 ($V_o = 30 \text{ m/s}$) ・ 地表面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV) ・ 垂直積雪量 (130 cm)
▶ 7. 工事写真	工程写真は、営繕工事写真撮影要領 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）による。 デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）による。 完成写真は、監督員と協議すること。
▶ 8. 技能士	(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により監督員に報告すること。 ただし、作業の軽微なものは、監督員との協議により省略することができる。 なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合は「技能者選定通知書」の提出を省略できる。 ＜職種＞ 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空調機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作 (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書、又は技能検定合格書の写し、或いは技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付すること。

▶ 14. 発生材の処理等

発生材の処理等は、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、処分数量の確認のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を監督員に提示すること。

なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： 金属くず

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

イ. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを監督員に提出すること。

- (3) 特別管理産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種 類	
処理方法	
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)

- (4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊
場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種 類	建設発生木材
場所	受入先： 片道運搬距離 (km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処理区分	☐ 縮減 ☐ 現場で使用
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	廃プラ
処理区分	☒ 中間処理 ☐ 最終処分
処分場所	受入先： (株)岩佐
	片道運搬距離 (4.6 km)
種 類	建築廃材（がれき類）
処理区分	☒ 中間処理 ☐ 最終処分
処分場所	受入先： (株)岩佐
	片道運搬距離 (4.6 km)
種 類	バッテリー
処理区分	☐ 中間処理 ☒ 最終処分
処分場所	受入先： 広域認定事業者
	片道運搬距離 (km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車

業 者 名 (○ ○ ○ ○ ○)

許可番号 × × × × ×

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面又は映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

・ 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・ 再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計
アスファルト・コンクリート塊	200 t 以上
建設発生木材	

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。

(7.1.3)

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。

▷ 16. 特殊な建設副産物の回収及び処分

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

1. 分析調査

○ 行う ○ 行わない

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)

(1) フロン

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録受けた回収業者。

処理区分	* 回収
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

1. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(3) イオン化式感知器

製造業者に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(5) P F O S (ペルフルオロ (オクタンー 1ー スルホン酸))

種類	○ 泡消火剤 ○ その他 ()
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

▶ 17. 北海道循環資源利用促進税	本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
▷ 18. 自主施工期間の施工条件	自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。 ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を監督員と十分協議の上、施工するものとする。 <工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事
▷ 19. 防寒養生	防寒養生は、次の範囲とする。 (1) 養生期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ただし、上記期間外において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする。 なお、寒中コンクリートの適用期間については、建築工事監理指針第6章第11節 表6.11.1による。
▶ 20. 季節労働者などの雇用	(2) 養生方法 7. 仮囲 ○ 上家仮囲 ○ 側 仮 囲 4. 採暖 ○ 外部採暖 ○ 内部採暖 工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努めること。
▶ 21. 火災保険等	工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に参加するものとし、取扱いには次による。 (1) 付保する保険 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。 なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。 (2) 保険金 原則として請負代金額とする。 (3) 保険の期間 保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。 工事着手日 ～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。 完成引渡し ～ 工期に14日追加した日とする。 (4) 対象外工事 次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。 (7) 解体、撤去、分解又は片づけ工事 (4) 外構工事 (5) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。 (6) 保険証券等の提出 保険契約を締結（変更を含む）した場合は、当該保険証券等の写しを工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。 (7) 協議 この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。

▶ 22. 法定外の労災保険の付保	本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。 (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約をいう。 (2) 受注者は、本工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。 (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。 (4) 契約書第23条に基づき本工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を監督員へ提出しなければならない。 (5) 本工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。
▶ 23. 現場環境改善	魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。
▷ 24. 快適トイレの設置	本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。 (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。 (2) 快適トイレとは、次の7. 及びイ. の各項目を全て満たすものとする。ウ. については必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。 7. 快適トイレに求める標準仕様 (7) 洋式（洋風）便器 (4) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む） (5) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること） (1) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの） (6) 照明設備（電源がなくても良いもの） (8) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上） イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (4) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (5) サニタリーボックス (1) 鏡付きの洗面台 (6) 便座除菌シート等の衛生用品 ウ. 推奨する仕様、付属品 (7) 便房内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上） (4) 擬音装置 (5) 着替え台

	(イ) フラッパー機能の多重化 (オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (カ) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場） (3) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意すること。 7. 男女別で1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で1基ずつ2基／現場まで、一体型で1基／現場までとする。 4. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。 ウ. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。
▶ 25. 建設業退職金共済制度	工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
▶ 26. 工事標識	受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示すること。 工 事 名 工 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 発 注 者 帯 広 市 監 理 帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課 受 注 者 1,800 注1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地
▶ 27. 工事実績情報の登録	受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事実績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない（ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。）。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）
▶ 28. 施工体制台帳の整備	建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督員に提出しなければならない。また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示すること。
▶ 29. 共同企業体編成表の提出	本工事を共同企業体で受注した場合は、契約締結後5日以内に共同企業体編成表作成のうえ監督員に提出しなければならない。
▶ 30. 完成施設事後調査実施	帯広市工事請負契約に定める「契約不適合責任」期間内に、完成施設事後調査実施方針に基づき下記調査を行う。
▶ 31. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	● 一次調査 ※ 一次調査及び二次調査 (1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。 また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。 (2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督員に報告しなければならない。

	(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督員と協議するものとする。
▷ 32. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応	受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。
▶ 33. 週休2日工事	(1) 本工事は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日工事の対象工事であり、当初予定価格は月単位の週休2日以上での達成を前提とした経費の補正を行っている。 (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。 なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。 (3) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。受注者の責によらず、土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上（現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態）の現場閉所がされている状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。 通期の週休2日とは、対象期間の全体を通した期間において、土日・祝日にかかわらず、4週8休以上の現場閉所がされている状態をいう。 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。 契約後、週休2日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。 (4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 (5) 週休2日の確保の取組みは、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 (6) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 ・ 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 ・ 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。 (7) 発注者が必要に応じ週休2日の実施状況の聞き取り等を行う場合には、受注者は協力するものとする。

▶ 34. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 ▷ 35. 電子納品、情報共有システムの活用	(8) 補正の対象となる経費は、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費とし、現場閉所の達成状況の結果、完全週休2日（土日）を達成した場合は、増額の設計変更を行い、月単位の週休2日に満たない場合は、減額の設計変更を行う。また、市場単価についても月単位の週休2日に満たない場合は設計変更を行う。 なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については補正の対象としない。 (9) 週休2日工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。 (10) 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期に影響はないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。 (11) その他の事項については、帯広市週休2日工事実施要領によるものとする。 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申し出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事指示・協議書のいずれかで示すこと。 不明な点については、監督員と協議すること。 本工事は、電子納品、情報共有システム活用の対象工事である。活用にあたっては、監督員と協議の上、「営繕工事電子納品要領」（平成24年3月12日付け国営施第25号）及び「電子納品運用ガイドライン」に基づき、情報共有システムを活用し、完成図書を電子納品すること。
---	--

●	工 事 概 要
---	---------

項 目	特 記 事 項			
▶ 1. 工事種目	名 称	新 設	改 修	摘 要
	空気調和設備工事※	○ 一式	○ 一式	
	暖房設備工事※	○ 一式	○ 一式	
	冷房設備工事※	○ 一式	○ 一式	
	換気設備工事	○ 一式	○ 一式	
	排煙設備工事	○ 一式	○ 一式	
	給油設備工事	○ 一式	○ 一式	
	自動制御設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外給水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内給水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外排水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内排水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内給湯設備工事	○ 一式	○ 一式	
	衛生器具設備工事	○ 一式	○ 一式	
	消火設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
	厨房機器設備工事	○ 一式	○ 一式	
	環境配慮改修工事	○ 一式	○ 一式	
	昇降機械設備工事	○ 一式	● 一式	
	※ 種目は●印を付したものを適用する			
※ 空気調和設備工事とは、空調機等を設置し暖冷房を行う工事をいう				
※ 暖房設備工事とは、直暖や個別暖房のみの工事をいう				
※ 冷房設備工事とは、個別冷房のみの工事をいう				

●	機 械 設 備 共 通 事 項
---	-----------------

項 目		特 記 事 項													
▷ 1. 配管 1) 配管材料															
管 種		施 工 区 分													
		冷 温 水	冷 却 水	蒸 気	温 水	給 油	冷 媒	給 水	給 湯	排 水	通 気	消 火	ガ ス	雨 水	
○	配管用炭素鋼鋼管(白)														
○	〃 (黒)														
○	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)														
○	塩ビライニング鋼管(VA)														
○	〃 (VB)														
○	排水用塩ビライニング鋼管														
○	耐熱性塩ビライニング鋼管														
○	外面被覆鋼管														
○	ナイロンコーティング鋼管														
○	ステンレス鋼管														
○	銅管(M)														
○	保温付被覆鋼管														
○	被覆鋼管														

☐	ビニル管 (VP)																		
☐	〃 (VU)																		
☐	樹脂管																		
☐	耐火二層管																		
☐	ポリエチレン管																		
☐	合成樹脂製可とう電線管																		
☐	鉛管																		
☐	コンクリート管																		
☐	铸铁管																		
☐	耐衝撃性ポリ塩化ビニル管																		
☐	内外面塩ビライニング鋼管 (VD)																		
☐	灯油用被覆銅管																		
☐																			
☐																			
☐																			

2) 弁類

3) 試験

4) ねじ加工

5) ステンレス鋼管継手の種類

6) 埋設配管

※ 該当項目に●印をつける

2列書きになっている部分は左側屋外配管、右側屋内配管とする
水道直圧及び高置タンクまでは1Mpaとし、他は各種配管の水圧検査圧力値を超える最高許容圧力を有するバルブとする

水抜栓は水道管理者指定品とする

配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う

圧力値、保持時間は、標準仕様書第2編 2.9.2から2.9.5による

試験終了後、報告書を監督員に提出すること

○ 転造ねじ加工 (蒸気還水管)

丸ニップルは使用禁止とする、やむを得ない場合は角ニップルとする

種 類	冷温水	冷却水	温水	給水	給湯	消火	備 考
☐ プレス							ダブルプレス
☐ 拡管式							
☐ 溶接							
☐ ハウジング継手							
☐ ねじ込み継手							

防食処理 ○ 土中

○ ペトロラタム系防食テープ ()

○ プチルゴム系絶縁テープ ()

○ コンクリート内

○ プラスチックテープ ()

地中埋設標・埋設表示テープ・屋外配管埋設深さ

	地中埋設標		埋設表示テープ		屋外配管埋設深さ		
					車両道路	道路以外	凍結深度
給水配管	☐ 要	☐ 要	☐ 要	☐ 要	GL- m以上	GL- m以上	GL- m以上
	☐ 不要	☐ 不要	☐ 不要	☐ 不要			
ガス配管	☐ 要	☐ 要	☐ 要	☐ 要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	
	☐ 不要	☐ 不要	☐ 不要	☐ 不要			
油 配 管	☐ 要	☐ 要	☐ 要	☐ 要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	
	☐ 不要	☐ 不要	☐ 不要	☐ 不要			

※都市ガス配管は供給事業者の指定する深さとする

要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示テープは屋外埋設配管部分に適用する

▷ 4. ダクト及びダクト付属品 1) ダクト 2) チャンバー等 3) 防雪フード 4) 排気フード 5) セルフード 6) 風量測定口	方式 ☐ 低圧 ☐ 高圧1 ☐ 高圧2 ☐ その他 () 工法 ☐ アングルフランジ () ☐ コーナーボルト () (☐ 共板フランジ ☐ スライドオンフランジ) ☐ 差し込み 種別 ☐ 鉄板 () ☐ スパイラルダクト () ☐ 硬質塩化ビニル管 (VU) () ☐ 矩形 (アングルダクト工法) () ☐ その他 ()
	イ. 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー、ホッパーには排水を設ける ロ. シーリングディフューザーには下記の接続ボックスを設ける イ) ネック径200φ以下 : 400×400×250H ロ) " 200φをこえるもの : 500×500×300H ハ. 線状吹出口には、下記の接続ボックスを設ける イ) BL-S、BL-D : 200×(長さ+100)×300H ロ) BL-T、BL-K : 250×(長さ+100)×300H ニ. 天井付制気口には、特記なき場合(制気口寸法+100)×250Hの接続ボックスを設ける
▷ 5. 制気口 1) 吹出口・吸込口	イ. 材質 ステンレス鋼板製 ☐ SUS430 ☐ SUS304 ☐ その他 () ロ. 板厚 () mm イ. 幕板 ☐ 本工事 ステンレス鋼板製 ☐ SUS430 ☐ SUS304 ☐ 別途工事 ☐ () mm ○ 丸形フード ○ 防風形フード ○ その他 () 材質 ☐ ステンレス製 ☐ アルミニウム製 ☐ その他 () 取付箇所 1. 特記した風量調整ダンパーの上流又は下流 2. 送排風機、空調機に近接した風道の部分 3. 外気取入風道の部分 4. その他指定部分
▶ 6. 貫通部の処理 1) 穴埋補修 2) 防火区画の処理	穴埋補修は無収縮モルタル又はロックウール保温材で補修する なお、ロックウール保温材の場合は脱落防止の措置を施す イ. 不燃材料の配管で貫通する場合は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で埋める ロ. 不燃材料以外の配管で貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする ハ. スパンドレルについてセルフードは抵触しない事

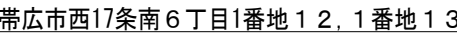
▶ 7. 吊り及び支持	イ. インサート金物は、吊りボルトに対し、適正なサイズのものを選定する ロ. 断熱材使用箇所におけるインサート金物は、断熱インサート金物とする ハ. 吊り用ボルトは、ピット内及び床下は被覆全ねじ又はステンレス鋼（SUS304）とする径は標準仕様書（第2編 第2章の2.6.3）による																																								
▷ 8. スリーブ	イ. 標準仕様書（第2編 第2章の2.2.27）による ロ. 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ 「貫通させる配管の外径より40mm程度大きなものを採用すること」 ※つば付き鋼管スリーブ ○ 非加硫ブチルゴム系止水材（使用部位： ）																																								
▶ 9. はつり及び穴あけ （改修工事等）	既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則として、ダイヤモンドカッターによる 口径は、原則として管の外径（保温されるものにあつては保温材の厚さを含む）より20mm程度大きなものとする																																								
▶ 10. インサート 及びアンカー	改修工事において、既存のインサート及びアンカーボルトは、原則として、使用しない。やむを得ず既存のインサート及びアンカーを再使用する場合は、状態及び強度を確認し、十分に清掃を行ってから使用する。 また、引張強度の確認試験については、監督員と協議する 機器の固定 アンカーの耐震計算を行う機器等 * 監督員と協議する ○ 無し 確認試験 イ. あと施工アンカーの性能確認試験 ○ 行う * 行わない ロ. あと施工アンカーの施工後確認試験 * 行う 確認強度は監督員と協議する ○ 行わない																																								
▶ 11. 耐震措置	「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）及び「道有施設（建築物）の総合耐震計画基準及び同解説」に基づき、耐震施工を行う ○ 一般の施設 ○ 特定の施設 ○ 甲類 ○ 乙類 (1) 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks）																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階屋上及び塔屋</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(1.5)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">1階及び地下階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr> </tbody> </table> (注) () 内の数値は防振支持機器の場合に適用する (2) 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）		設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)	1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
設置場所	耐震安全性の分類																																								
	特定の施設		一般の施設																																						
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																					
上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																					
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																					
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																					
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																					
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4																																					
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr> <tr> <th>重要水槽</th><th>一般水槽</th><th>重要水槽</th><th>一般水槽</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階屋上及び塔屋</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> </tbody> </table>		設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽	上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																						
設置場所	耐震安全性の分類																																								
	特定の施設		一般の施設																																						
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽																																					
上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																					

5) 指定仮設	市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。 交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、監督員と協議すること。												
▶ 14. 土工事 1) 管周囲の保護 2) 埋戻し土 3) 建設発生土等の処理	* なし ○ 本工事（仮設計画図による） * 山砂の類 ○ 良質土 ○ その他 * 掘削土の良質土 ○ 山砂の類 場外搬出（約 km 捨て場所 ） （捨て場所住所： ） （管 理 者： ） 捨て土均し（ ○ 有り ○ 無し） ○ 構内敷均し ○ 構内指示の場所に堆積（図示による） ○ 構外敷均し ○ 処理費（ * 有償 ○ 無償 ） ○ 有り（工法： ） ○ 無し												
4) 山留め施工 ▶ 15. 地業工事 1) 砂利地業	* 再生クラッシャーラン ○ 切込砂利 ○ 切込碎石 砂利地業の厚さ * 100mm以上 ○ mm（ ） JIS A5001（道路用碎石） C-40程度												
▶ 16. コンクリート工事 1) コンクリート強度	機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋 <table border="1"> <tr> <td>強 度</td> <td>○ 16N/mm2</td> <td>○ 18N/mm2</td> <td>○ 21N/mm2</td> </tr> <tr> <td>スランプ</td> <td>cm</td> <td>cm</td> <td>cm</td> </tr> <tr> <td>施工箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	強 度	○ 16N/mm2	○ 18N/mm2	○ 21N/mm2	スランプ	cm	cm	cm	施工箇所			
強 度	○ 16N/mm2	○ 18N/mm2	○ 21N/mm2										
スランプ	cm	cm	cm										
施工箇所													
▶ 17. はつり工事	<table border="1"> <tr> <td>鉄筋種別</td> <td>異形鉄筋 ○ S D 295 ○ S D 345 ○ S D 390</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補強筋</td> <td>壁開口部 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による</td> </tr> <tr> <td>床開口部 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による</td> </tr> </table>	鉄筋種別	異形鉄筋 ○ S D 295 ○ S D 345 ○ S D 390	補強筋	壁開口部 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による	床開口部 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による	そ の 他 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による						
鉄筋種別	異形鉄筋 ○ S D 295 ○ S D 345 ○ S D 390												
補強筋	壁開口部 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による												
	床開口部 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による												
	そ の 他 ○ 基準配筋による ○ 構造図面による												
▶ 18. 使用機材	はつり作業を行う場合は、埋込配管及び主鉄筋への損傷、じんあい処置等について注意して行う。 なお、埋設物の調査は下記による ● 放射線透過検査 ● 左記以外の電磁波検査など 使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課 令和8年度版 設備機材等指定名簿」及び本仕様書のメーカーリストによる ○ メーカーリスト <table border="1"> <tr> <th>機 器 名</th> <th>指 定</th> <th>製 造 所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	機 器 名	指 定	製 造 所									
機 器 名	指 定	製 造 所											
▶ 19. 型番等	図面中の機器表等の型番は参考型番とし、同等品以上とする												

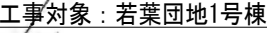
☐	空気調和設備
☐	暖房設備
☐	冷房設備
☐	換気設備
☐	排煙設備
☐	給油設備
☐	自動制御設備
☐	給水設備
☐	排水設備
☐	給湯設備
☐	衛生器具
☐	消火設備
☐	ガス設備
☐	厨房機器
☐	環境配慮改修工事
☐	その他

若葉団地エレベーター改修工事（1号棟）

図 面 リ ス ト			
0 1	案内図・配置図	0 8	メンテナンスボックス 意匠図
0 2	昇降路・機械室平面図	0 9	かご 意匠図
0 3	撤去図（昇降路・機械室）	1 0	かご操作盤 意匠図
0 4	昇降路縦断面図	1 1	車いす用主副かご操作盤 意匠図
0 5	出入口廻り 意匠図	1 2	仮設計画図
0 6	位置表示灯付乗場ボタン 意匠図		
0 7	車いす用乗場ボタン 意匠図		

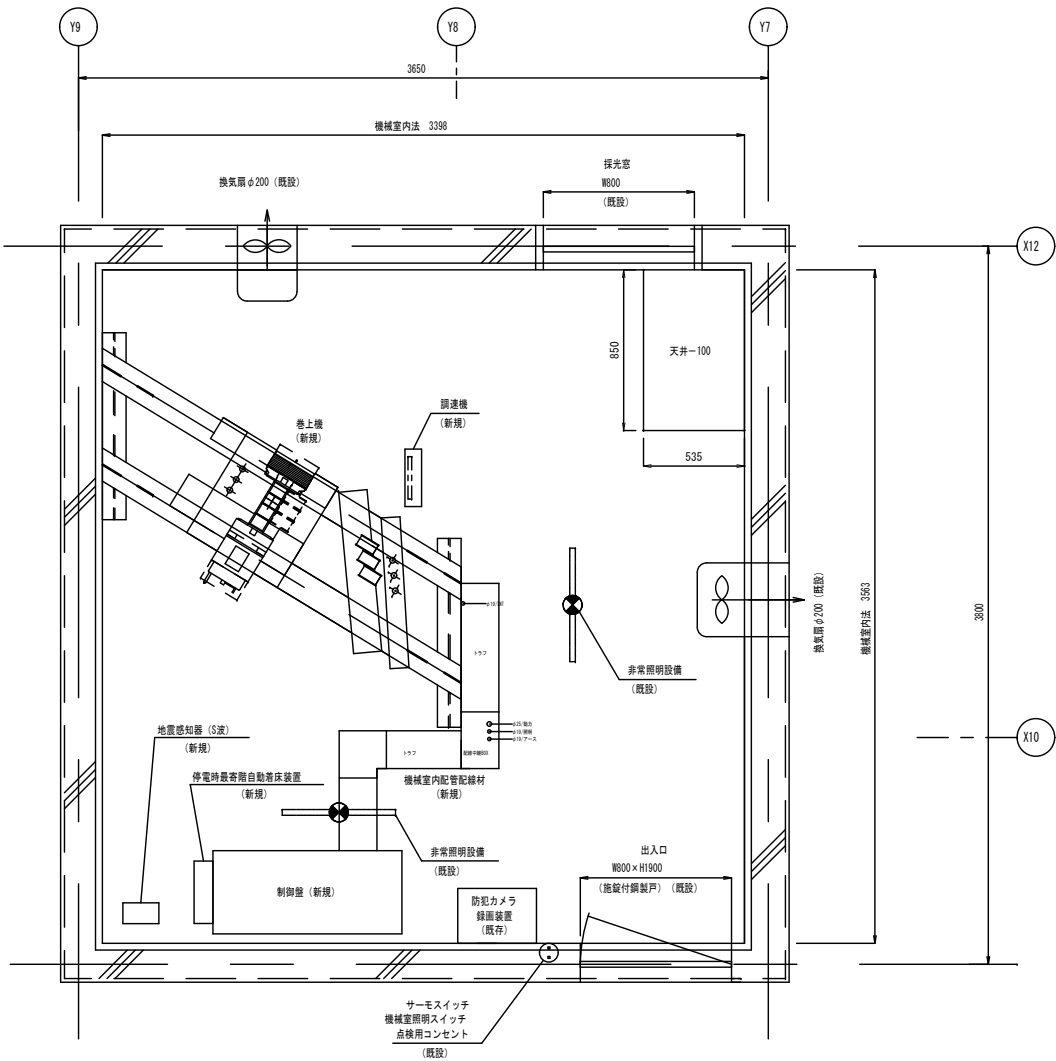


案内図 no scale

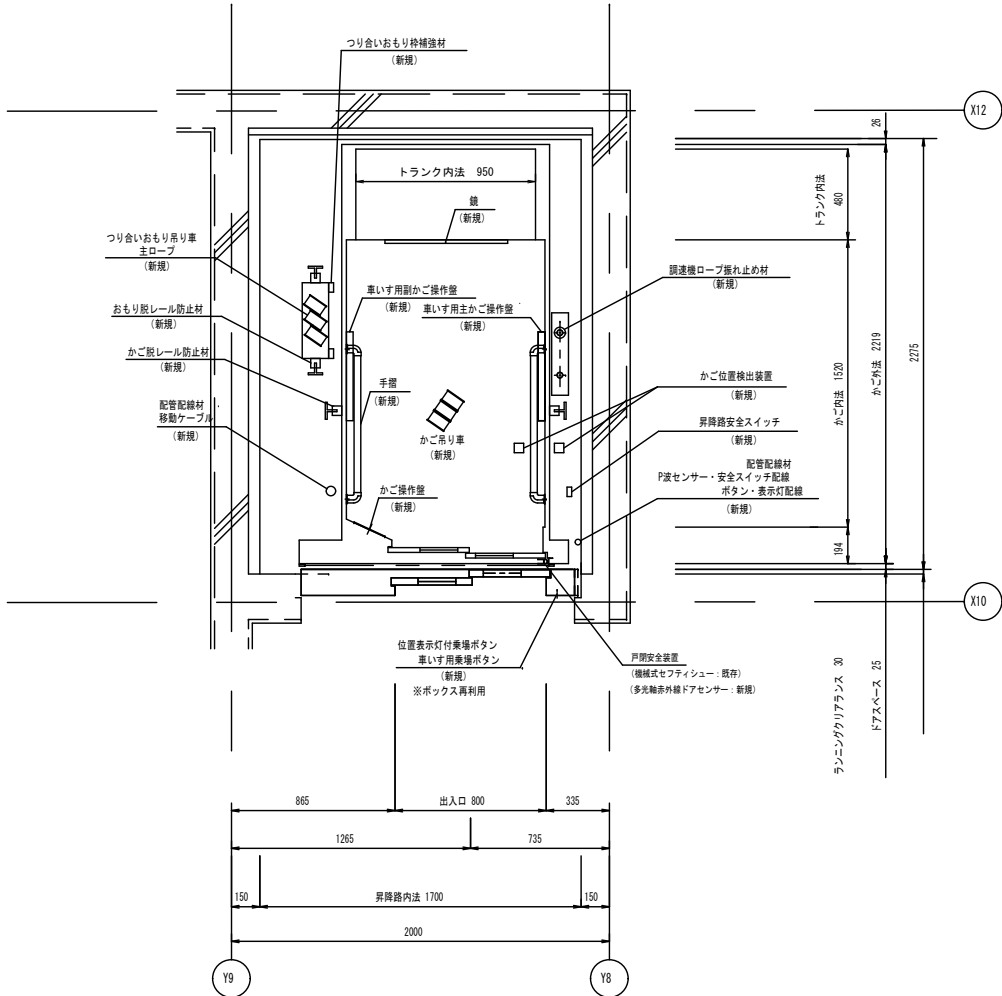


配置図 no scale

Article					Date				2 0 2 6 ・ 6				Title				若葉団地エレベーター改修工事（1号棟）				Total	
					帯広市 都市環境部 都市建築室 住宅営繕課																	
					Check				Staff				Drawing Name				Scale		No			
													案内図・配置図				A3=1/1000		01			



機械室 平面図



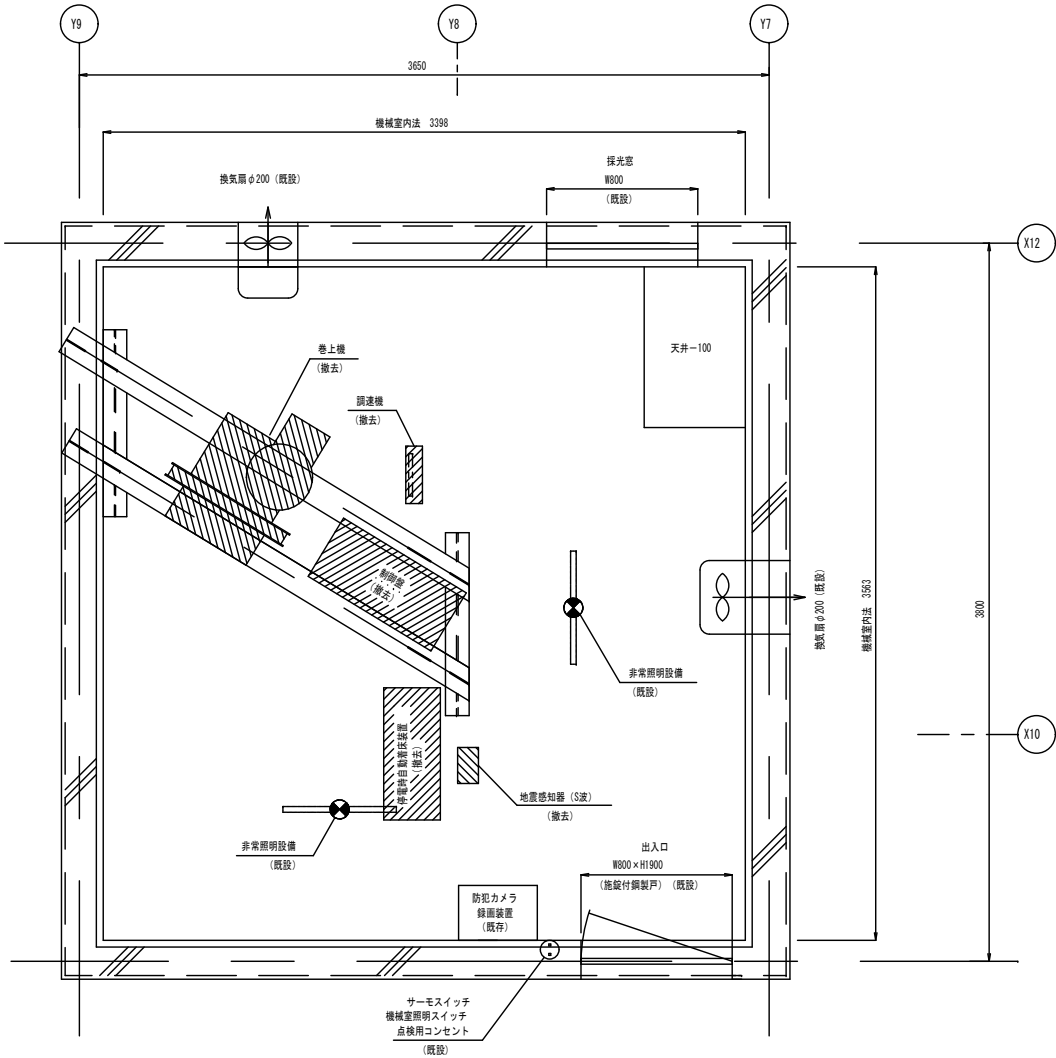
昇降路平面図

エレベーター仕様	
用 途	乗用（車いす用）
制 御 方 式	交流可変周波数制御方式（回生ドライブ付）
（回 路 種 別）	※PMWコンバーター（自動三相ブリッジ）
操 作 方 式	方向性乗合全自動方式
積 載 量	600 kg（ 9 名）
速 度	45 m/min
電 動 機	AC 2.8 kW
戸 の 形 式	2枚片引き戸
主 索	t3 x W30 x 3本（2：1）
停 止 箇 所	5 箇所（ 1 ～ 5 層 ）
昇 降 行 程	11200 mm
か ご 内 法	開口 1050 x 奥行 1520 mm
出 入 口	幅 800 x 高さ 2000 mm
特 記 事 項	・国交省新安全基準対応（戸開走行保護装置付）
	・昇降機耐震設計・施工指針2016年版対応（A14）
	・地震時管制運転（P-S波センサー）3段設定[リスタート運転機能付]
	・停電時自動着床装置（バッテリー運転）
	・車いす仕様（手摺（2方向）、多光軸ドアセンサー
	専用操作盤（主・脇）、専用乗場ボタン、鏡
	・かご内照（ステンレスヘアライン仕上 H=300）既設
	・視覚障がい者仕様（点字、音声合成アナウンス装置）
	・聴覚障がい者仕様
	・インターホン観機 1局用 1箇所（隣エレベーターホール）既設
	・かご内防犯カメラ 既設

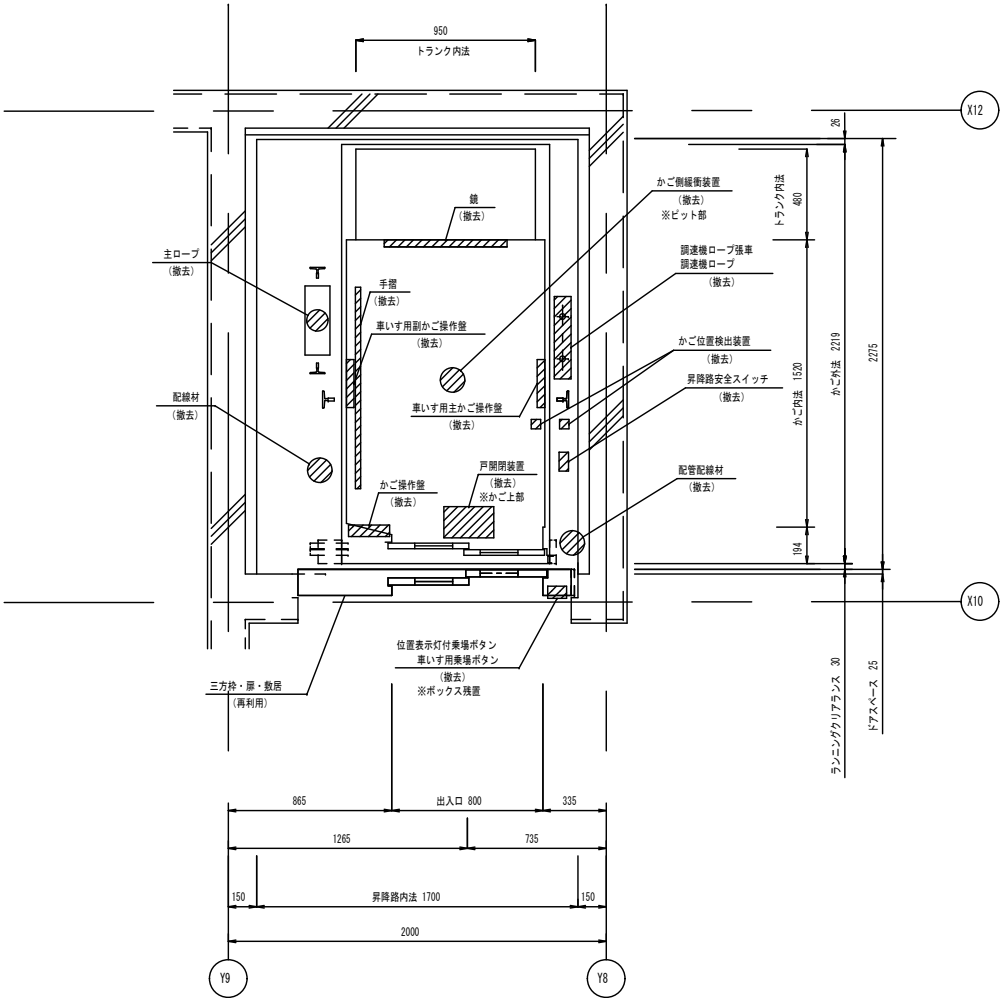
エレベーター用電源設備容量（1台1回線/既設）	
1. 動力用電源 3φ3W 200V 50Hz（トランス容量 3.7 kVA）	
電線 14 mm 2×3 アース線（0種） 3.5 mm 2	
最大電線長さ 172 m以内とする EL2容量 3P 30 A	
2. 照明用電源 1φ 100V 1 kVA	
昇降路内の機器平均発熱量は、 700 W（1台分）	

改修工事概要
既設 交流可変周波数制御 機種を
新規 交流可変周波数制御 機種 に改修致します。
但し、 巻上機・制御盤・信号装置・戸開閉装置・調速機
・緩衝器（かご制）等 のみ 新規取替とします。

エレベーター仕様		
基本仕様	用途	乗用（車いす用）
	制御方式	交流可変周波数制御方式
	操作方式	方向性乗合全自動方式
	積載量	600 kg（9名）
	速度	45 m/min
	電動機	AC 3.7 kW
	戸の形式	2枚片引き戸
	主索	φ12.5 x 3本（1:1）
	停止箇所	5箇所（1～5階）
	昇降行程	11200 mm
撤去図	かご内法	開口 1050 x 奥行 1520 mm
	出入口	幅 800 x 高さ 2000 mm

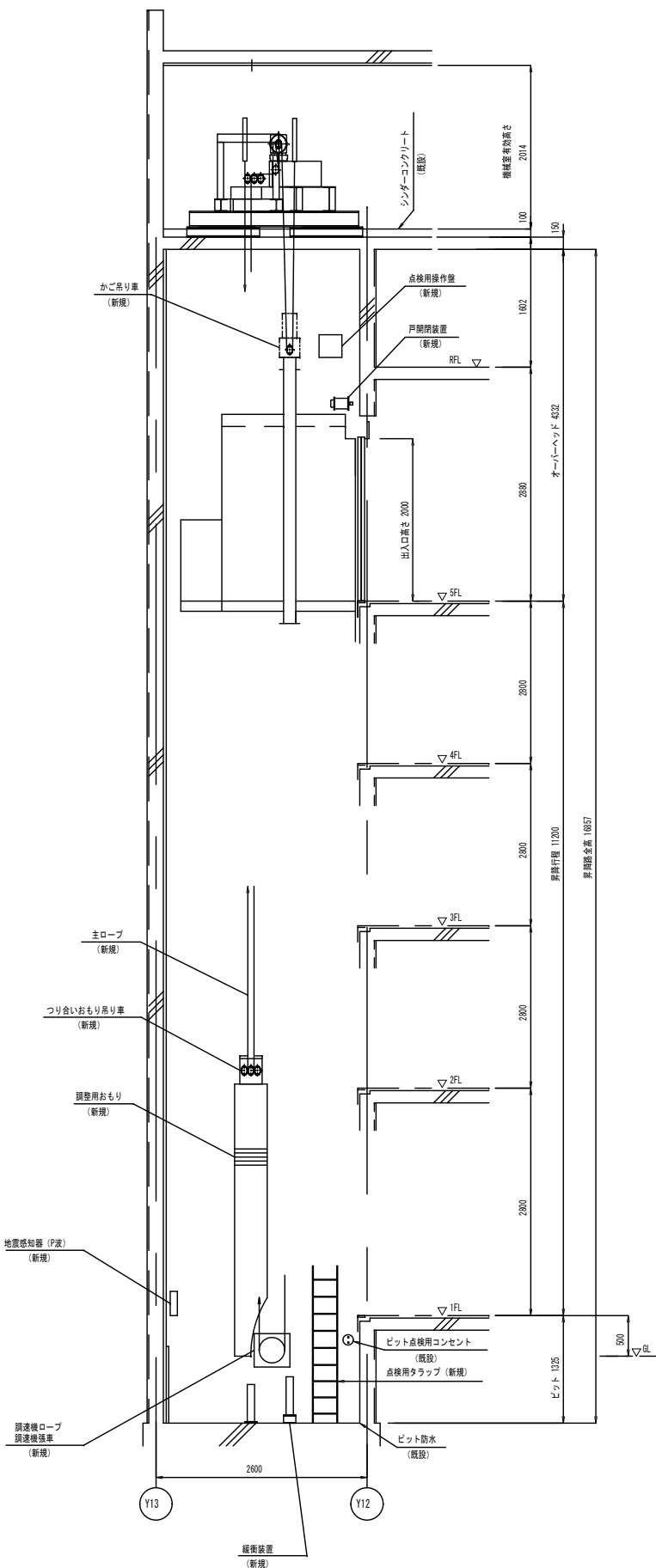


機械室 平面図

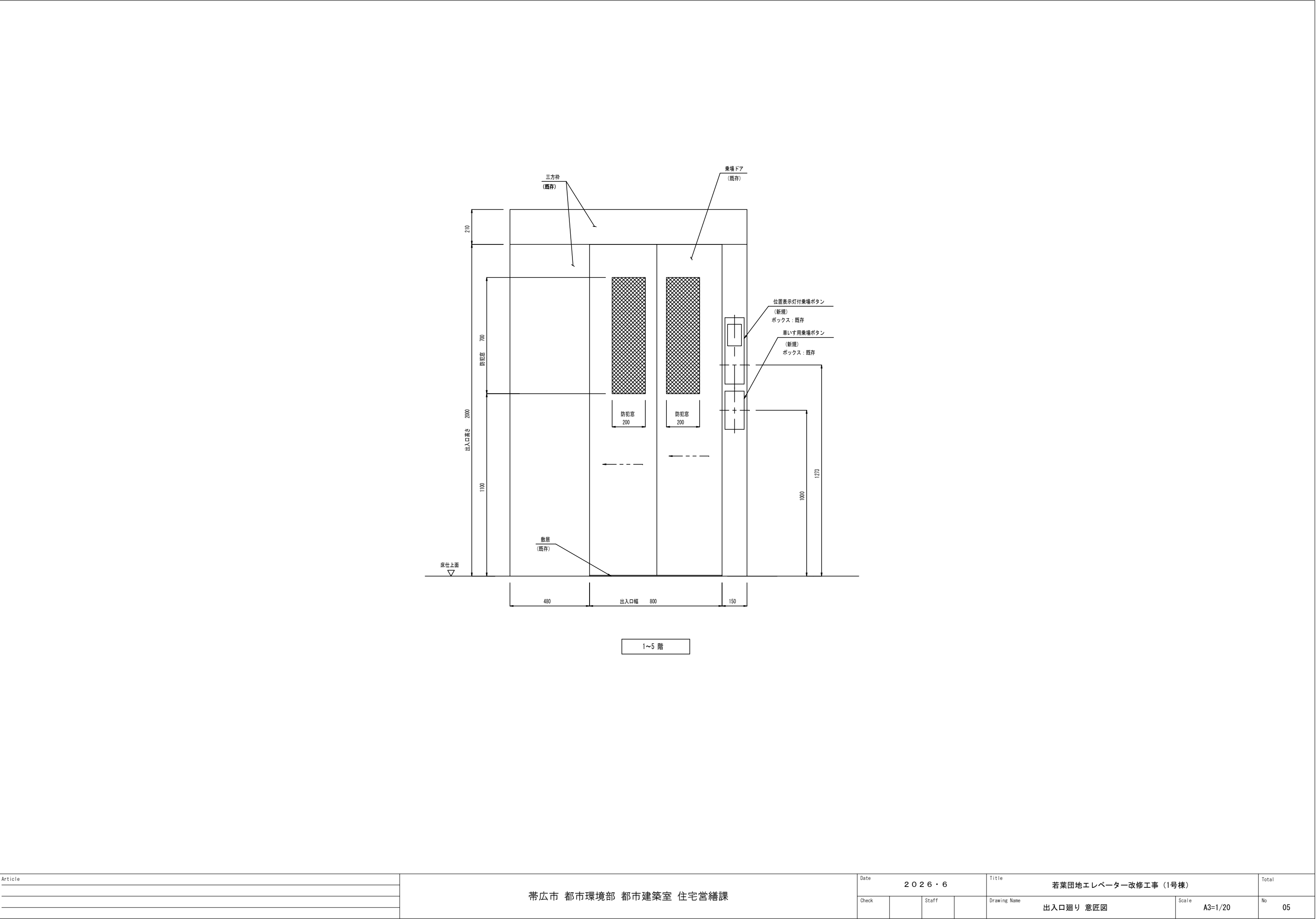


昇降路平面図

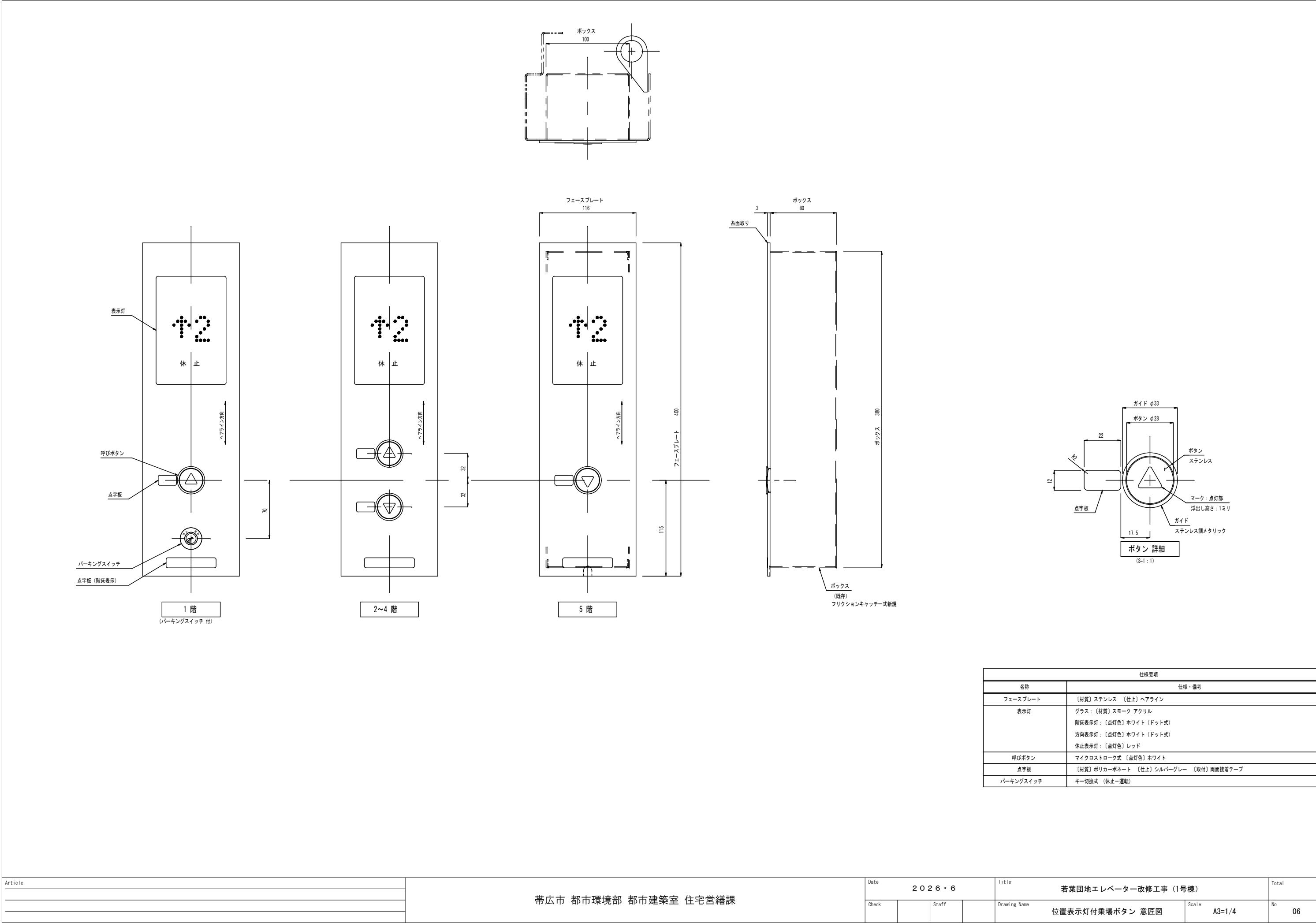
部は撤去を示す

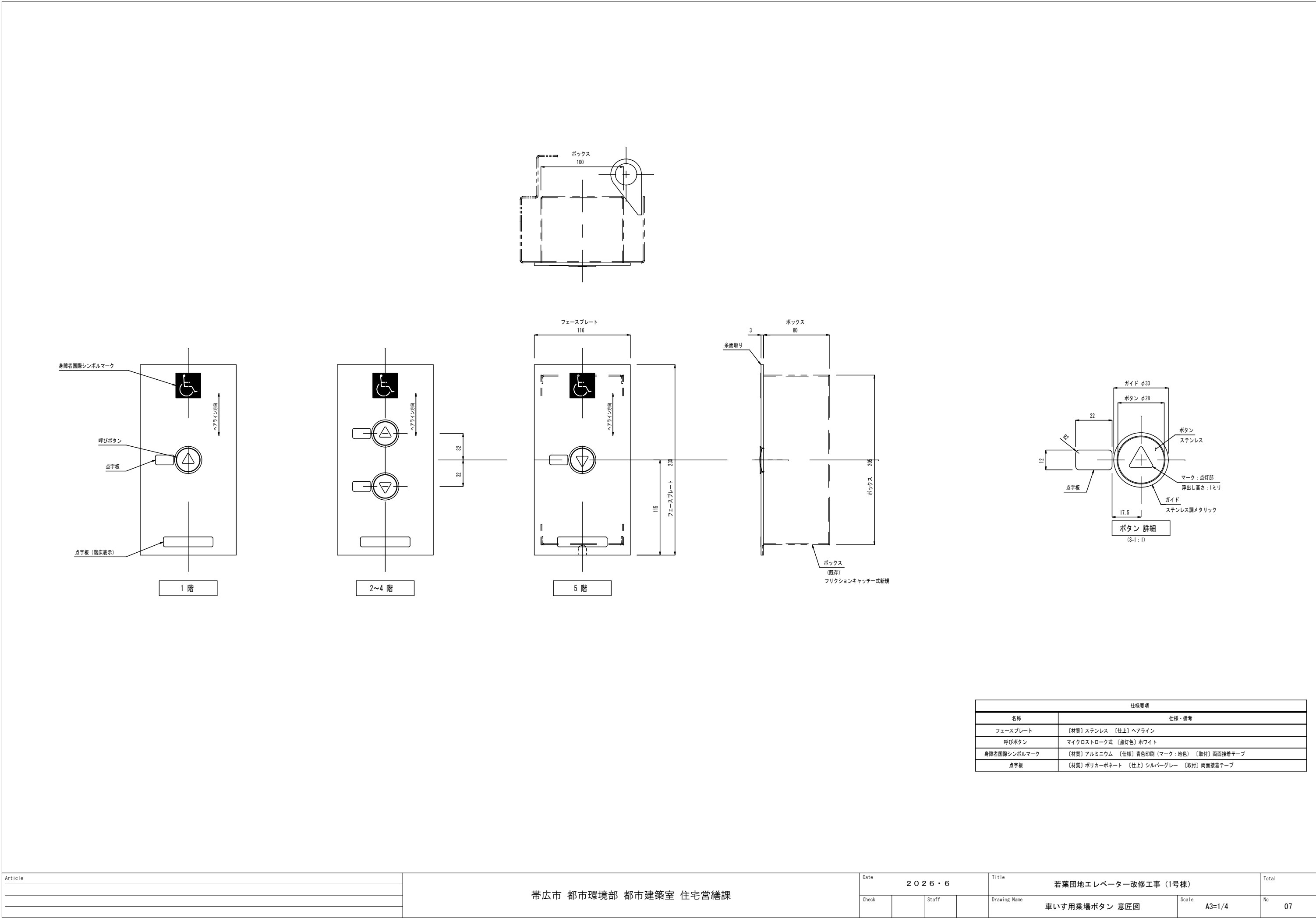


Article	帯広市 都市環境部 都市建築室 住宅営繕課				Date 2026・6		Title 若葉団地エレベーター改修工事 (1号棟)		Total
					Check	Staff	Drawing Name 昇降路縦断面図	Scale A3=1/80	No 04

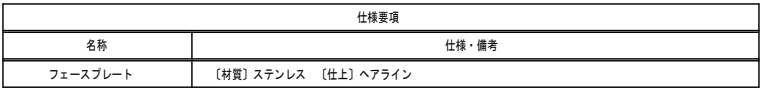


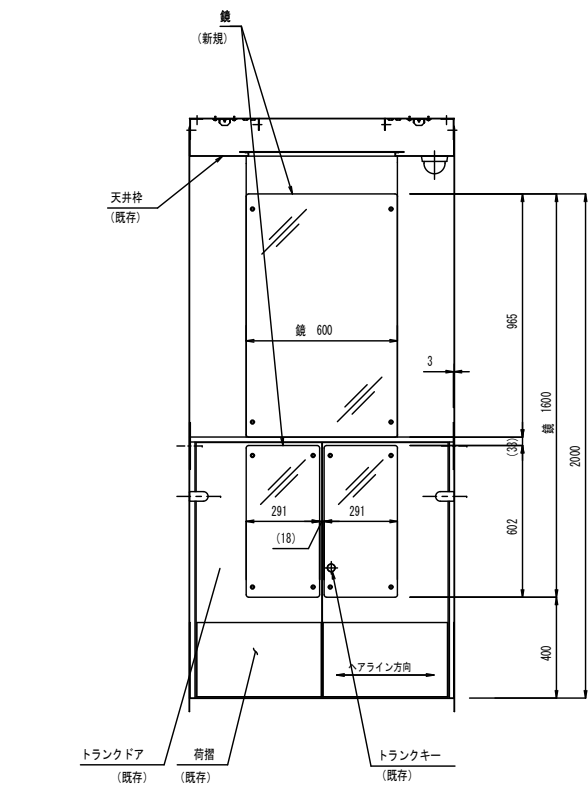
Article	帯広市 都市環境部 都市建築室 住宅営繕課				Date2026・6		Title若葉団地エレベーター改修工事（1号棟）		Total
					Check		Staff		Drawing Name出入口廻り 意匠図
					ScaleA3=1/20		No	05	



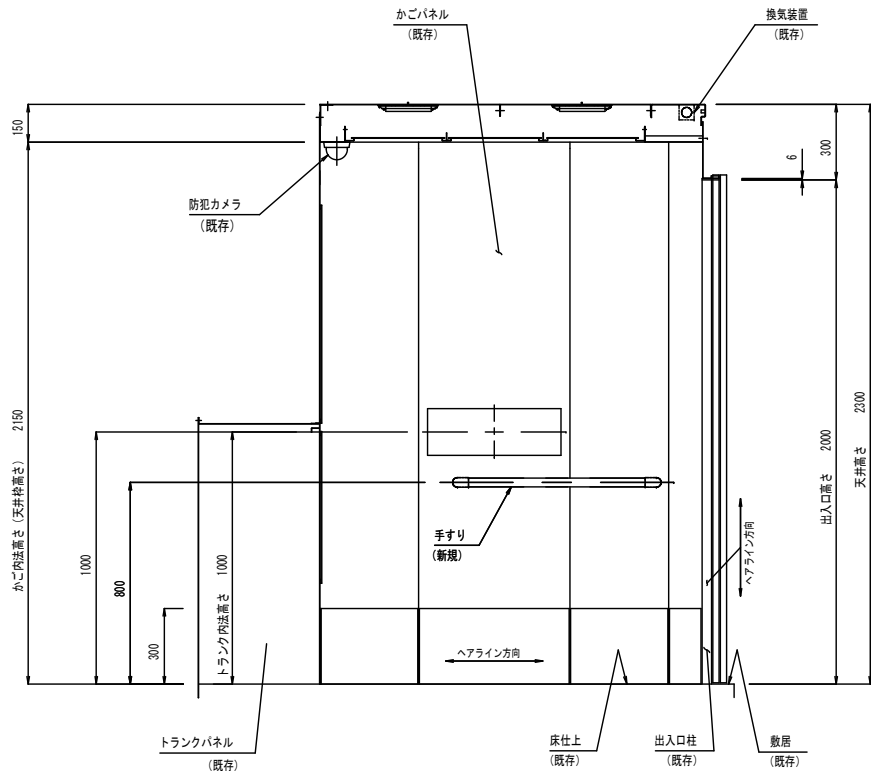


Article	帯広市 都市環境部 都市建築室 住宅営繕課				Date 2026・6		Title 若葉団地エレベーター改修工事（1号棟）		Total
					Check		Drawing Name	車いす用乗場ボタン 意匠図	No 07
					Staff		Scale	A3=1/4	

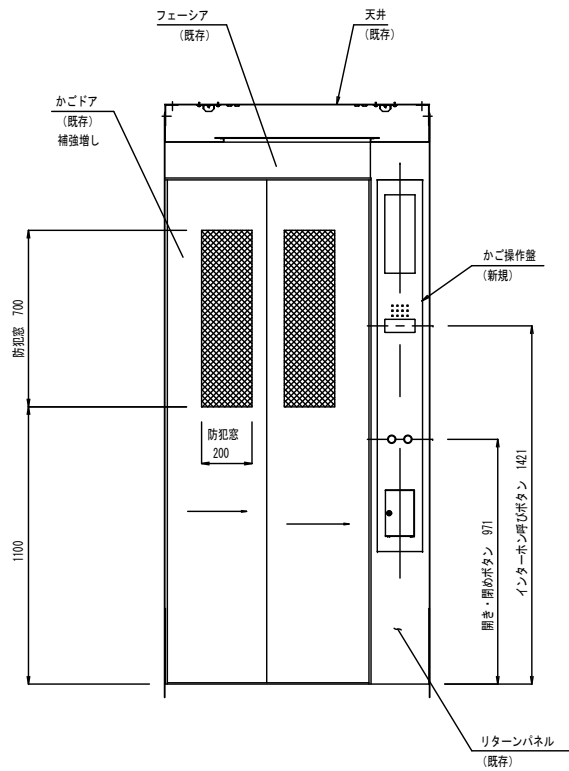




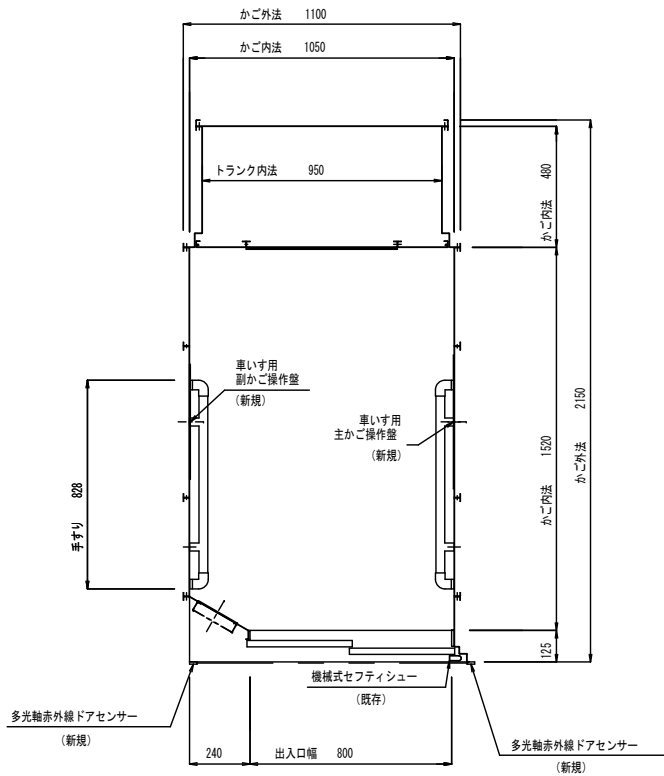
背面図



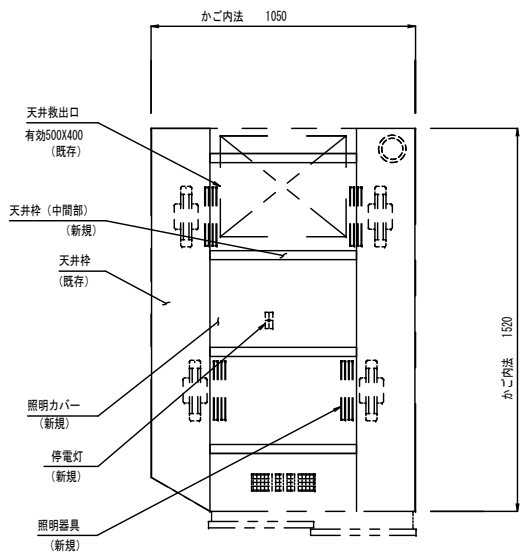
側面図



出入口側



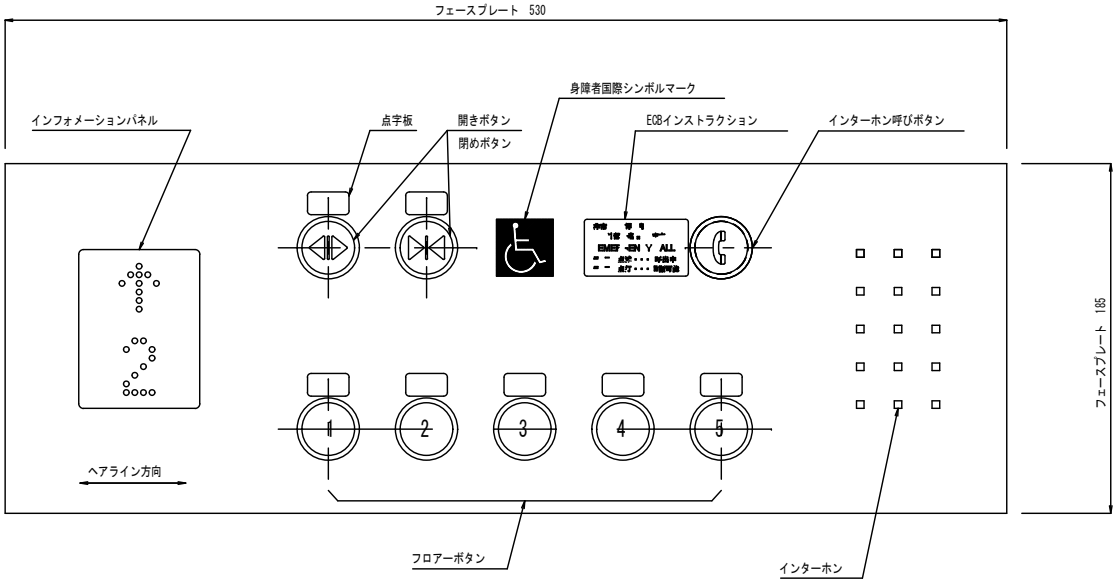
平面図



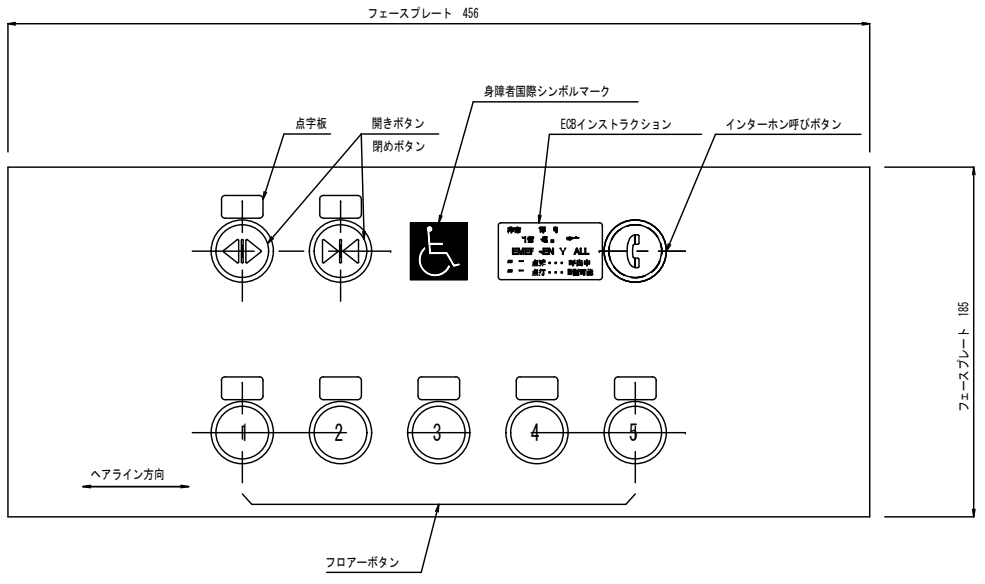
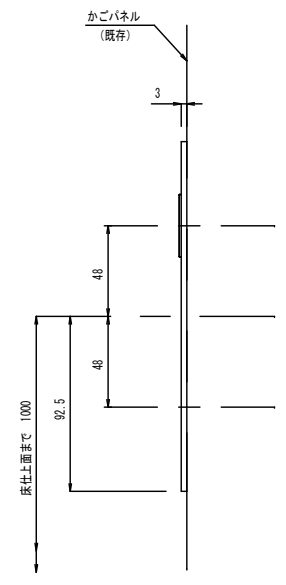
天井伏図

仕様要項			
名称	仕様・備考		
照明カバー	新規	〔材質〕乳白色アクリル板（平板形状）	
照明器具	新規	ライン形LED（2本タイプ）×4ユニット	
停電灯	新規	LEDタイプ DC12V-4.2W×1灯	
天井枠（中間部）	新規	〔材質〕合成樹脂化粧鋼板（既設周囲天井枠と近似色）	
戸閉安全装置	新規	多光軸赤外線ドアセンサー ＊機械式セフティシュー：既存	
手すり	新規	中央部：〔材質〕φ32ミリ ステンレスパイプ 〔仕上〕ヘアライン 両端部：〔材質〕鋳鉛ダイキャスト 〔仕上〕銀色塗装	
鏡	新規	〔材質〕ステンレス 〔仕上〕鏡面	

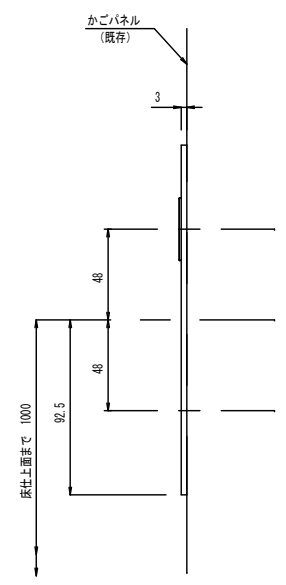
※かごドア既存補強増し
※防犯カメラ：既存品利用
※既設光電管（2ビーム）：撤去
※上記以外は、既存品を利用致します



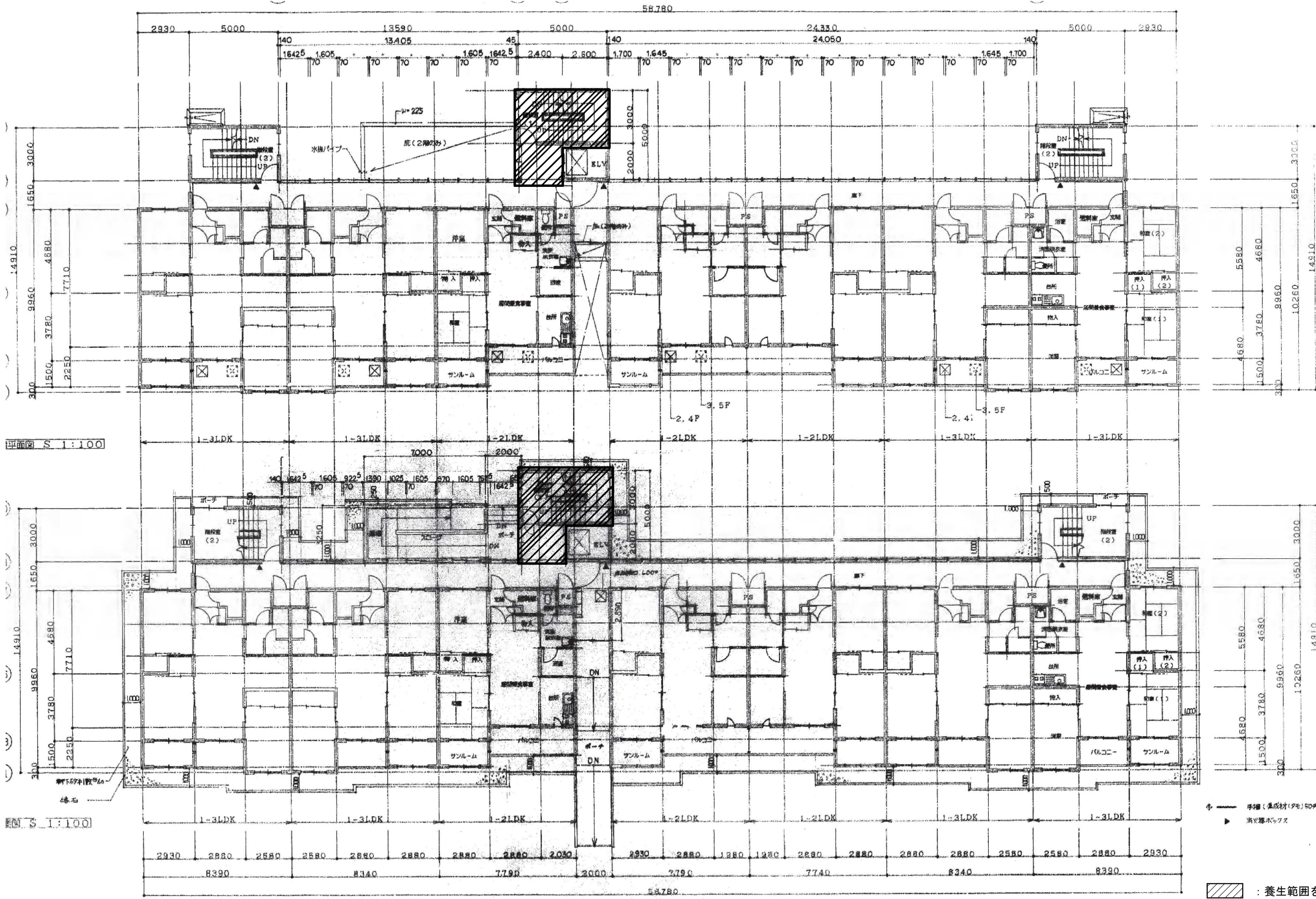
主かご操作盤



副かご操作盤



仕様要項	
名 称	仕 様
フェースプレート	材質：ステンレス 仕上：ヘアライン
インフォメーションパネル	ガラス材質：グレースモーク（ポリカーボネート） 点灯色：ホワイト（かご方向及び位置表示灯-ドット点灯式）
ボタン	マイクロストローク式 点灯色：ホワイト（浮出文字点灯） キートップ：オレンジ（インターホン呼びボタン）・グリーン（開きボタン） ステンレス（フロアー及び開めボタン）
E08インストラクション	t0.18フィルム貼（地色はシルバーグレー） シルクスクリーン印刷（文字色は黒色） 書体：ゴシック体（和文）・Arial Narrow（英文） 取付：両面接着テープ
身障者国際シンボルマーク	材質：0.4mm厚 アルミ板 仕様：青色シルク印刷（図形は地色） 取付：両面接着テープ
点字板	材質：ポリカーボネート 仕上：シルバーグレー 取付：両面接着テープ



：養生範囲を示す

Article	帯広市 都市環境部 都市建築室 住宅営繕課				Date	2026・6	Title		Total
					Check		Drawing Name	仮設計画図	No
					Staff		Scale	A3=1/1000	12